\star 広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四十七号)(警察本

部

改正の要旨

広島県警察関係手数料条例の一部改正に伴い、新設された手数料の徴収方法について

二 施行期日 必要な事項を定めた。

平成二十一年六月一日